

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 8 日

障がい者就労支援事業所 各位

岐阜県セルフ支援センター

販売イベントへの出店事業所募集について

岐阜県セルフ支援センター事業の推進につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記の販売イベントを開催します。

つきましては、出店事業所を募集しますので、希望される場合は期限までに FAX にてお申し込みくださいますよう、お願い申し上げます。

記

イ ベ ン ト 名	県庁展示販売【令和 5 年 10～12 月開催分】
募集事業所数	5 事業所
販 売 日 時	*販売日 10 月 20 日、11 月 17 日、12 月 15 日 ※各日ともすべて金曜日 *販売時間 11:30～13:00
販 売 場 所	岐阜県庁 2F 物販スペース
申 込 期 限	令和 5 年 9 月 20 日（水）必着
備 考	やむを得ず、当販売イベントを中止または延期する場合がありますので、ご承知おきください。

◎コンプライアンス（法令遵守）について

- ・価格は、わかりやすいところに表示してください。
- ・全ての販売物には、製造物責任法（通称 PL 法）が適用されます。
- ・販売物品や食品は「食品衛生法」や「薬機法」等に反しないものであり、「食品表示法」、「家庭用品品質表示法」などの関連法を遵守してください。
- ・食品を取り扱う事業所は、販売前に賞味期限の誤記載がないかの再確認をお願いします。

◎お申し込み方法について

・添付書類『令和 5 年度イベント出店申込書』に必要事項をご記入のうえ、申込期限までに下記の番号に FAX してください。

※別添『令和 5 年度イベント出店申込書』の出店日の欄に、出店を希望する日に○をつけて下さい。

FAX 番号 058-275-4888

◎販売方法について

- ・各事業所の販売員による対面販売、個別会計をお願いします。
- ・のぼり旗や看板等を持参する場合は、県庁に事前の申請が必要になりますので、出店申込書の特記事項にご記入ください。

◎利用料徴収について

当センター設置規則第 5 条にもとづき、販売斡旋利用料として売上金額の 5%を後日請求させていただきます。

◎出店確定の連絡について

出店の可否の結果については、申込事業所すべてに連絡いたします。

❖お問い合わせ先❖

岐阜県社会福祉協議会・岐阜県セルフ支援センター

TEL 058-201-1561

FAX 058-275-4888

担当：山田

令和5年度イベント出店申込書

イベント名	県庁展示販売【令和５年１０～１２月開催分】			
出店日	１０月２０日、１１月１７日、１２月１５日 ←希望日に○をつけて下さい。 ※各日ともすべて金曜日			
事業所名	【事業所名】 【所在地】			
連絡先	TEL（ ） FAX（ ） 記入者名（ ）			
販売員	合　計_____名　　　（当日販売責任者氏名： ） 【内訳】①職員_____名　　　②利用者_____名　　　③その他_____名 （うち車いす利用者_____名）			
販売内容		商品名	単価（税込）	個数
	1		@	
	2		@	
	3		@	
	4		@	
	5		@	
	6		@	
	7		@	
	8		@	
	9		@	
10		@		
特記事項	※販売促進の活動等があれば記入してください。			

令和5年9月20日(水)必着

岐阜県セルプ支援センター山田行き
FAX 058-275-4888